

## 豊橋技術科学大学オープンアクセスポリシーの解説・補足

本解説・補足資料は、豊橋技術科学大学オープンアクセスポリシーについて、本ポリシー内の表現、用語の示す意味等について解説及び補足するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う予定である。

### (趣旨)

- 1 豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）は、基本理念に基づき、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、豊橋技術科学大学オープンアクセスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

- (1) 「オープンアクセス」とは、学術雑誌論文等がインターネット上で公開され、誰もが無料で閲覧可能な状態になっていることを指す。

- (2) オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすることによって次のような効果が期待される。

- ・ 研究成果の可視性が高まり、論文が引用される可能性が高まる。
- ・ 研究成果を社会に還元し、世界の学術研究活動に貢献できる。
- ・ 研究の透明性を確保できる。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、豊橋技術科学大学学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）、又は、その他当該教職員が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1) 「教職員」の範囲

本ポリシーの対象者は、本学に在籍する常勤の教職員とする。

- (2) 「研究成果」の範囲

本ポリシーが対象とする研究成果は、基本的には学術雑誌等に掲載された論文とする。ただし、資金配分機関等により公開義務の対象となった研究成果は、根拠データを含む。

(参考)『学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針』(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)

(3) 公開方法

公開の方法は、以下のいずれかの方法から選択できるものとする。

- ① 豊橋技術科学大学学術機関リポジトリに登録する。
- ② オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- ③ 論文のオープンアクセスオプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- ④ 外部の機関が設置するリポジトリ(※)への登録やプレプリントサーバへの掲載など、その他の方法でオープンアクセスにする。

※共著者の所属機関のリポジトリ、分野別リポジトリ等

(4) 学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も、本ポリシーの対象とする。

(5) 他機関への異動

本学に在籍する教職員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、機関リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開する。

(機関リポジトリへの登録)

3 機関リポジトリへの登録により公開する場合、教職員は、できるだけすみやかに機関リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。機関リポジトリへの登録、公開等機関リポジトリに関する事項は、「豊橋技術科学大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) 提供時期

教職員は、出版後できるだけすみやかに、附属図書館に機関リポジトリ登録申請を行う。その後、附属図書館からの求めに応じて、機関リポジトリ登録が許諾される版を附属図書館に送付する。出版社により公開禁止(エンバーゴ)期間が定められている場合は、附属図書館はエンバーゴ期間を管理し、期間終了後に機関リポジトリに登録する。

なお、部局等が発行する紀要等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、附属図書館が一括登録するため、教職員からの申請は不要とする。

(2) 機関リポジトリ登録が許諾される適切な版等

機関リポジトリへの登録が許諾される版等は掲載誌によって異なるため、出版社の条件は附属図書館担当者が確認を行う。

- ・ 機関リポジトリでの公開可否
- ・ 機関リポジトリでの公開が可能な原稿の版
- ・ 機関リポジトリでの公開禁止（エンバーゴ）期間
- ・ 著作権表示、出版社へのリンクなどの機関リポジトリ登録に際しての条件

（適用の例外）

- 4 機関リポジトリでの公開を行う場合において、著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 公開が不適切な場合の例

- ・ 研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合
- ・ 共著者の合意が得られない場合
- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切な場合
- ・ 出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合（著者最終稿の形式では、論文の意図が正確に伝わらない等の支障が生じる等。）
- ・ 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

（適用の不遡及）

- 5 本ポリシー制定以前に出版された研究成果や、本ポリシー制定以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

本ポリシーは、制定日（令和6（2024）年9月11日）以降に出版された研究成果に適用する。なお、本ポリシーが策定されるより前に出版された研究成果について、研究成果の保存の観点、また、オープンアクセス推進の観点等から、機関リポジトリでの公開を希望する場合は、附属図書館に相談するものとする。

（その他）

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。